

犬山市議会第50号議案

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年6月23提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、投票管理者、投票立会人等の報酬の額を改定するため必要があるからである。

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票管理者 投票所 期日前投票所	日額 12,700円以内で市長が定める額 日額 11,200円以内で市長が定める額
選挙長及び開票管理者	1回 10,700円
投票立会人 投票所 期日前投票所	日額 11,600円以内で市長が定める額 日額 9,600円以内で市長が定める額
選挙立会人及び開票立会人	1回 9,700円

」

を

「

投票管理者 投票所 期日前投票所	日額 14,500円以内で市長が定める額 日額 12,800円以内で市長が定める額
選挙長及び開票管理者	1回 12,200円
投票立会人	

投票所	日額 12,400円以内で市長が定める額
期日前投票所	日額 10,900円以内で市長が定める額
選挙立会人及び開票立会人	1回 10,100円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）		旧（改正前）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃
投票管理者 投票所	日額 14,500円以内で市長が定める額	投票管理者 投票所	日額 12,700円以内で市長が定める額
期日前投票所	日額 12,800円以内で市長が定める額	期日前投票所	日額 11,200円以内で市長が定める額
選挙長及び開票管理者	1回 12,200円	選挙長及び開票管理者	1回 10,700円
投票立会人 投票所	日額 12,400円以内で市長が定める額	投票立会人 投票所	日額 11,600円以内で市長が定める額
期日前投票所	日額 10,900円以内で市長が定める額	期日前投票所	日額 9,600円以内で市長が定める額
選挙立会人及び開票立会人	1回 10,100円	選挙立会人及び開票立会人	1回 9,700円
〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃